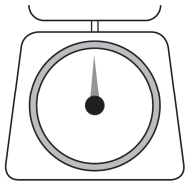


はかりの定期検査を受けましょう



～取引・証明に使用するはかりは定期検査が必要です～

松江市商工企画課 55-5208

取引や証明に使用するはかりは、計量法に基づき定期検査が義務付けられています。

松江市内では、市域を橋南と橋北に分け隔年で実施しており、今年は橋南の事業者を対象に検査を実施します。

検査対象となるはかりをお持ちの方は必ず受検してください。

なお、検査には手数料（裏面をご覧ください）が必要となります。

令和8年4月1日より手数料が改正となっておりますのでご注意ください。

検査日程

9月8日(火)	10:00～12:00	市役所東出雲支所	10月1日(木)	10:00～12:00	乃木公民館
	13:00～15:30			13:00～15:30	
10日(木)	10:00～12:00	上意東研修センター	6日(火)	10:00～12:00	乃木公民館
	13:00～15:30			13:00～15:30	
15日(火)	10:00～12:00	市役所玉湯支所	8日(木)	10:00～12:00	津田公民館
	13:00～15:30			13:00～15:30	
17日(木)	10:00～12:00	雑賀公民館	15日(木)	10:00～12:00	津田公民館
	13:00～15:30			13:00～15:30	
29日(火)	10:00～12:00	市役所宍道支所	20日(火)	10:00～12:00	朝日公民館
	13:00～15:30			13:00～15:30	
			22日(木)	10:00～12:00	八雲公民館
				13:00～15:30	
			27日(火)	10:00～12:00	城西公民館
				13:00～15:30	

検査対象

検査の対象となるはかりの例

- ・ 商店、スーパーなどで使用する取引用のはかり
- ・ 薬局などで調剤に使用するはかり
- ・ 病院や保健所、学校、幼稚園、保育所などで体重測定に使用するはかり
- ・ 製造事業所などの取引用のはかり
- ・ 宅配便などで運賃の算出に使用するはかり
- ・ その他、取引・証明行為に使用しているはかり

検査の対象とならないはかりの例

- ・ 飲食店、給食センターなどで原材料の調合に使用するはかり
- ・ 工場などで原材料の調合、工程管理に使用するはかり
- ・ 公衆浴場などに設置されている体重計
- ・ 郵便物の料金の目安を調べるために使用するはかり

※新たに購入されたはかりをお持ちの方はご相談ください。

※家庭で使用する体重計やキッチンスケール等は検査の対象ではありません。

定期検査手数料一覧表

令和8年4月1日より手数料が改正になりました

はかりの種類	ひょう量(注)	金額
電気式はかり 電気抵抗線式はかり、電磁式はかり、誘電式はかり、光電式はかり 	100kg以下	¥1,540
	250kg以下	¥1,980
	※500kg以下	¥2,420
	最小の目盛または感量がひょう量の1/10,000未満のものは上記の2倍の金額	
棒はかり、ばね式指示はかり(直線目盛のみ) 	1台あたり	¥270
その他のはかり 手動天びん、等比皿手動はかり、不等比皿手動はかり、台手動はかり、ばね式指示はかり(円周目盛のもの)、手動指示併用はかりなど 	100kg以下	¥550
	250kg以下	¥990
	※500kg以下	¥1,650
	最小の目盛または感量がひょう量の1/10,000未満のものは上記の2倍の金額	
分銅、おもり(はかりとは別に手数料が必要です) 	1個あたり	¥10

※計量器などの写真はイメージです。メーカーによって形状や機能などが異なります。

(注)・ひょう量(秤量)・・・その計量器で計量できる最大の値のことです。

※ひょう量が250kg超、500kg以下のはかりを検査される場合は
 事前に松江市商工企画課(55-5208)までご連絡ください。